

標題

IMO 有害物質一覧表作成ガイドラインの改正について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1050  
発行日 2015年10月27日

各位

2015年8月27日発行のClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1043にてお知らせしましたとおり、2015年5月に開催された第68回IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC.68)において、シップリサイクル条約に基づく船舶に搭載される有害物質一覧表の作成のためのガイドラインの改正について審議が行われ、RESOLUTION MEPC.269(68) "2015 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS"として2015年5月15日に採択されました。

改正の概要は、別紙の通りであり、材料宣誓書 (MD)に記載される有害物質の閾値の変更や明確化及び新造船におけるインベントリ作成の容易化を目的としたインベントリの記載方法の変更が主な内容です。2015年5月15日以降作成に着手される<sup>(注1)</sup>インベントリは、RESOLUTION MEPC.269(68)に基づき作成いただくこととなります。

については、RESOLUTION MEPC.269(68)を実施するため、弊会「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」の見直しを行いましたのでお知らせします。ClassNK ホームページより参照可能です。また、インベントリ作成支援システム PrimeShip-GREEN/SRM について、ガイドライン改正に伴うシステム改修を2015年11月1日までに実施いたします。

(注1) 弊会では、2015年11月1日以降に審査の申込みをいただくインベントリについて、「2015年5月15日以降作成に着手された」ものとして取り扱い、RESOLUTION MEPC.269(68)に基づき審査することとしています。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[IMO シップリサイクル作成ガイドラインについて]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター シップリサイクル事業推進チーム(事務局:研究開発推進部)

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2025

Fax: 03-5226-2056

E-mail: srpt@classnk.or.jp

[インベントリに関する適合鑑定について]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 テクニカルサービス部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2175

Fax: 03-5226-2177

E-mail: mid@classnk.or.jp

添付:

1. MEPC68 にて採択された有害物質インベントリ作成ガイドラインの改正の概要(弊会要約)

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-1050

添付 1.

## 別紙 MEPC68 にて採択された有害物質インベントリ作成ガイドラインの改正の概要(弊会要約)

### 【改正ガイドラインの適用】

新しい閾値は、MEPC68(2015年5月15日)に採択された後から適用されるが、それ以前に作成された、もしくは、その時点で作成中の IHM について適用しなくても良いこととなった。ただし、運航中のインベントリの改正の際は、改正部分について変更された閾値が適用される。

### 【有害物質閾値の変更】

#### ➤ アスベスト

これまで「閾値なし」とされていた閾値が、基本的に 0.1%とするものの、条約発効後 5 年間の暫定措置として 1%を採用することも可能とし、その場合、IHM 及び MD にその旨記載することとなった。(なお、日本は、労働安全衛生法により、アスベストの閾値は 0.1%となっているため、国内造船所で建造される船舶及び日本籍船に 1%の閾値で作成した IHM 及び MD を使用することはできない。)

#### ➤ PCB

これまで「閾値なし」とされていた閾値が、バーゼル条約で定義されている「50mg/kg」へ変更された。

#### ➤ オゾン層破壊物質

これまで同様「閾値なし」のままとなった。ただし、意図しない微量な汚染は対象外であることが明確化された。

#### ➤ PBBs(ポリ臭化ビフェニール類)

これまで「1000mg/kg」とされていた閾値が、バーゼル条約で PCB、PCN に規定されている基準と同じ、「50mg/kg」に変更された。

#### ➤ ポリ塩化ナフタレン

これまで「閾値なし」とされていた閾値が、バーゼル条約で規定されている基準「50mg/kg」に変更された。

#### ➤ 放射性物質

これまで同様「閾値なし」とするものの、表面汚染及び自然由来の放射性物質は IHM 記載の対象とはせず、「放射線源」のみを対象とすることとした。「放射線源」を明確にするため、脚注に定義を追加するとともに、Appendix 10 に「放射線源」の例が追加された。

#### ➤ 材料宣誓書(MD)

上記の閾値の変更に伴って、材料宣誓書の様式が改正された。

## 【用語の修正】

条約本文と材料宣誓書様式の整合を図るため、ガイドライン中で使用していた「threshold level」という用語をすべて「threshold value」で統一した。

## 【IHM 第 1 部と第 3 部に記載すべき製品の明確化—MD 調査対象品の変更】

### ➤ 「Fixed」及び「Loosely fitted equipment」の定義

「Fixed」及び「Loosely fitted equipment or materials」という用語が新たに定義された。「Fixed」とは、溶接、ボルト、リベット、セメント等により確実に船体に固定され、その場所で使用される状態のことであり、電線やガスケットはこれに該当する。

一方、「Loosely fitted equipment or materials」とは、上記の「Fixed」以外の方法で固定された機器または材料のことであり、消火器、救難信号、救命ブイ等<sup>(注1)</sup>が該当する。「Loosely fitted equipment or materials」については、第 1 部ではなく、第 3 部に記載されることとされたため、MD 調査が不要となる。

### ➤ バッテリーの取り扱い

上記「Fixed」の状態である、鉛酸またはその他の有害物質を含むバッテリーは第 1 部の対象とし、一方、上記「Loosely fitted」の状態であるバッテリーは第 3 部に記載(一般的な乾電池類、予備のバッテリーはこれに含まれる)することが明確化された。したがって、乾電池などについては MD 調査が不要となる。

### ➤ 表 D の更新

表 D-Regular consumable goods potentially containing hazardous materials に例示される品目が見直され、パソコン、プリンター等の電気・電子機器、蛍光灯、電球等の照明類<sup>(注2)</sup>、及びソファ、テーブル等の家具・インテリア製品について、第 1 部ではなく、第 3 部に記載されることとされたため、MD 調査が不要となる。

## 【適用除外】

船殻、上部構造物、配管、又は艀装品や機器の架溝(ケーシング等)のような一般的な構造物に用いられる固体金属もしくは合金中の有害物質は IHM に記載することが免除される。この固体金属及び合金の例示として、鋼、アルミニウム、黄銅、青銅、メッキ及びはんだであることが明確化された。

また、電子・電気機器中の「プリント基板」に含まれる有害物質についても IHM への記載が適用除外となった。供給者が MD を作成する際に、プリント基板については有害物質含有量を全て無として取り扱うことが可能となる。

**【Bulk Listing】**

ボルト、ナット、バルブのような同一の汎用品は、インベントリの最小区画毎に記載する必要はなく、**Bulk Listing** として、それらが実際設置されている一般的な使用場所をロケーションとして、有害物質の概算量を一括して記載してよいことが明確化された<sup>(注3)</sup>。

なお、注記に対し、弊会解釈として、以下の通り補足します。

- (注1) これまでインベントリの記載対象としていた、救命艇、救命いかだは、「消火器、救難信号、救命ブイ等」に含まれ、**MD** 収集及びインベントリ第1部への記載の必要はなく、船舶所有者により第3部に記載されることとなります。
- (注2) 「蛍光灯、電球等の照明類」とは、交換を前提として照明器具に取り付けられる蛍光管・電球や卓上用の一般消費用照明類をさし、インベントリ第1部の対象ではありません(**MD** の収集は不要です)。ただし、船舶に固定して取り付けられる、照明器具本体、電路、スイッチ等は、**MD** を収集し、有害物質を含む場合は、インベントリ第1部に記載する必要があります。
- (注3) **Bulk Listing** の考え方は、弊会のこれまでの運用ですすでに取りいれられていますので、これまでと特段の変更はありません。なお、船舶全域にわたって同一の設備が設置されている場合のロケーションとして、従来の”All over the ship”との記載は、”Throughout the ship”に変更になります。

以上